

候て、あんじ申候事候。御きねんの事頼申候。恐々謹言。

六月十七日

利 家 在判

北之坊

前ちくぜん

(上書)

北之坊 □

利 家

【大福寺文書】

二二九九

以上

大福寺しゆりの事、材木并板、何かたにてもひかせ尤候。夫以下之事も、たれく知行成共可召遣候。爲其如此候也。

九月十九日

(前田) 家 在印

藤右衛門方へ

【菅原神社文書】 羽咋郡

二二九七

爲見廻御使僧、殊御祈念之卷數并鳥目二十疋給候。遠路別而祝着至候。猶期後音候。恐々謹言。

卯月十日

(前田) 家 在印

淨儀坊

【菅原神社文書】

二二九八

爲見廻御使僧、殊御祈念之卷數并鳥目二十疋給候。遠路別而祝着之至候。猶期後音候。恐々謹言。

卯月十日

(前田) 家 在印

遍照坊

【菅原神社文書】

二二九九

以上

其以來久無音。仍昨日此方へ罷越候條申入候。爰元相應之御用可承候。尙以面談、相積儀可申述候。恐々謹言。

極月三日

(前田) 家 在印

成喜坊

御同宿中

【永光寺文書】 鹿島郡

二四〇〇

爲年頭之祝儀、銀子貳め到来、祝着至候。近々下國申候而、其節可申候。尙長兵衛かたより可申候。謹言。

三月十九日

(前田) 家 在印

永光寺

【府中山王社文書】 鹿島郡

二四〇一

當月御神幸十九日ニ相當之由、任例年早速被取行尤候。然者卷數并肴祝着候。尙期面之時候。謹言。

(前田) 左

四月五日

利 家 在判

山王社

神主に

【府中山王社文書】

二四〇二

當社御神幸之事、如例年可被相勤候也。仍如件。

(前田) 筑前守

四月八日

利 家 在判

山王等三社

神主に

【府中山王社文書】

二四〇三

當月猿樂之御神事、十一日ニ相當之由、祈禱可被相勤候也。仍如件。

十一月六日

(前田) 家 在判

山王社

伊右衛門尉に

【長齡寺文書】 鹿島郡

二四〇四

尙々、ふちかたの事其方にて可請取候も。

急度申遣候。仍伏見留守居坊主の事、彼所より貳人相詰させ可申候。則ふちかた四人分申付候。藤兵へ、彦右衛門

かたまで印判遣候。惣持寺并寶圓寺隱居兩所之外、一ヶ寺も用捨有之間敷候。何かと理申者有之者可申上候。以